



贈
労働者勝利記念
住友生命分会

全労協 GENERAL UNION

Labour Update

労組周辺動向 No. 159



2023 - 02 - 17

1. 法・政策

(1) 第188回労働政策審議会労働条件分科会（資料）

「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準の一部を改正する件案（概要）」 2023年2月14日 厚生労働省労働政策審議会労働条件分科会（第188回）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001057849.pdf>

(2) 失業給付の受け取り、2カ月から短縮を検討 首相明言、転職を後押し

仕事を失った人に国が支給する失業給付について、政府は自己都合で退職した人へのみ、受け取りまで2カ月超の時間がかかる今の仕組みを見直す検討に入った。15日に開いた政府の「新しい資本主義実現会議」で岸田文雄首相が「労働移動を円滑化するため、自己都合で離職した場合の失業給付のあり方の見直しを行う」と述べた。

政府は、新たな技能を習得するリスキリングや労働移動を通じて、働き手の賃上げを進めたいとする。働き手が自発的に転職できるようにするため、失業給付の制限期間の短縮や撤廃について「慎重に検討すべきではないか」と、この日の会議で示した。6月末までに策定する指針に盛り込むかを検討する。

2. 法違反・闘い

(1) 研究者の無期雇用への転換、半数以下 残りは「雇い止め」のおそれ

大学や研究機関で有期雇用され、10年を迎える研究者は希望すれば無期雇用へ転換できる。改正労働契約法のこうしたルールが今春から適用されるのを前に、文部科学省が全国調査した結果が7日、公表された。無期転換できる見込みのある研究者は半数に満たないことがわかった。残りの多くは「雇い止め」のおそれもある。

調査は全国の国公立大学、研究開発法人、大学共同利用機関法人の計846機関を対象に、昨年9月1日現在の状況について聞いた。681機関から回答があった。

対象者のうち、この3月末に契約期間が通算10年となる人は1万2137人。このうち、すでに無期雇用契約を結んだ人は69人（0・6%）、4月以降に結ぶ予定の人は401人（3・3%）、無期転換の取得が見込まれる人たちは5424人（44・7%）だった。

調査では、打ち切りか継続かが「未定」の人たちは4997人（41・2%）、本人の希望以外の理由で有期雇用契約が打ち切られる人は1002人（8・3%）だった。打ち切る理由として、「定期的に人材を入れ替えることでより良い教育研究環境を構築するため」とする機関が約52・4%と最も多く、「その人が従事するプロジェクトなどが終了したから」が25・6%が続いた。研究者側の「勤務態度や能力等の問題」とした機関は6・1%だった。

調査では、研究機関から研究者らに対してルールの説明が不十分なことも浮き彫りになった。2023年1月現在で研究機関が「特例対象者となるか否かを伝えている」と答えたのは55・2%。「無期転換の申し込み手順も伝えている」と答えたのは49・5%と半数以下にとどまった。

国は研究競争を促して研究成果を引き出すため、運営費交付金を減らす代わりに、数年から10年程度の短期間だけ予算措置をする「競争的資金」を増やしてきた。このため大学や研究機関の多くは無期雇用を減らし、有期雇用のポストを増やしてきた。

文科省によると、国立大の40歳未満の研究者にしめる有期雇用の人の割合は07年の38・7%から、21年には68・2%に増えた。

安定財源の充実が見込めない限り、雇い止めのリスクは消えない。雇い止め問題については、理化学研究所のチームリーダーら3人が昨年、雇用の継続を求めて提訴。現在係争中だ。理研労組によると約380人の研究者が3月末に雇い止めになるという。ただ、文科省は今回の調査結果について、機関別のデータの公表予定はないとしている。

「『研究者・教員等の雇用状況等に関する調査』（令和4年度）の調査結果（主要項目）について公表します」 2023年2月7日 文部科学省

https://www.mext.go.jp/content/20230207-mxt_kiban03-000027043_1.pdf

(2) 阪大の非常勤講師4人が「無期雇用」求め提訴 大阪地裁

大阪大（大阪府吹田市）と有期の雇用契約を結び、通算5年を超えて働いてきた非常勤講師の50～60代の男女4人が9日、無期契約へ転換されずに雇い止めを予告されたとして、阪大に地位確認などを求める訴訟を大阪地裁に起こした。

訴状によると、4人は平成19～25年、阪大と業務委託契約を締結し、更新を続けながら授業を行ってきた。令和3～4年に無期雇用への転換を申し込んだが「同法の対象ではない」と認められなかった。

文部科学省は2021年、「直接雇用していない者に実質的に授業を担当させるのは不適切」とする事務連絡を通知。阪大は昨年、4人を含む非常勤講師を直接雇用に切り替えたが、契約上、4人は今年3月末で雇い止めになるという。

原告側は、労働契約にあたるかは勤務実態で判断されると指摘。業務委託契約中も阪大の指揮監督下で授業の計画・実施や成績評価などの仕事をしており「実態は労働契約法で保護される労働者にあたる」と主張している。

(3) 市全域で適用、労組申し立て 福岡の水道検針業務、最低時給

福岡市から水道検針業務を委託された複数の企業の非正規労働者らでつくる労働組合が9日、そのうち2社と結んだ労働協約を市全域に地域的拡張適用するよう福岡県知事に申し立てた。認められれば、協約で定めた最低時給が市全域で適用される。公務の民間委託が進む中、労働条件の切り下げ競争を食い止める狙いがある。

9日に申し立てたのは、自治労福岡市水道サービス従業員ユニオン。申し立てによると、福岡市は2009年以降、東部、中央、西部の3地域に分けて水道の検針・料金徴収業務を民間に委託。ユニオンは先月、東部のヴェオリア・ジェネッツ（東京）と中央の第一環境（同）と労働協約を結び、労働時間などに応じて時給の下限を1082～1605円の5段階に定めた。

(4) 「フリーランスのトラブル相談が急増 「110番」開始2年で1万件超

フリーランスとして働く人たちの労働相談に弁護士が無料で応じる「フリーランス・トラブル110番」への相談件数が急増し、開設から2年余りで1万件を超えた。フリーランスの働き方が様々な業種に広がる一方、発注元に対する立場の弱さから報酬不払いなどのトラブルが多発。まるで「社員」のように働いているのにフリーランスとして扱われ、労働基準法で守ってもらえない「偽装フリーランス」の存在など、新たな課題も浮かんでいる。

トラブル110番は、厚生労働省から委託を受けた第二東京弁護士会が手がけ、労働問題に詳しい弁護士らがメールや電話、対面などで相談に応じている。

2020年11月に始まり、21年度の相談件数は月350件程度だった。それが22年度は月500～600件ほどに増え、昨年未までの相談件数が累計で1万541件に達した。「相談の多さは予想以上だ」と担当弁護士は驚く。

トラブル110番（0120・532・110）は、土日祝日を除く午前11時半～午後7時半。相談内容に応じて、労働基準監督署や公正取引委員会などの関係機関も紹介する。

(5) 教員の残業代未払い、東海大学付属中高に是正勧告 「部活でほぼ休みがなく、自然と涙が流れた」

東海大学付属浦安高等学校・中等部（千葉県浦安市）で働いていた元教員の20代男性について、残業代未払いがあったとして、船橋労働基準監督署が是正勧告を出していたことがわかった。勧告は2022年12月27日付。

男性は運動部の主顧問をしており、大会の引率などで土日も終日働く日が続いていたという。「教師という職業は『これが当たり前』と思い日々の業務に当たっていたが、1か月ほぼ休みがない状況で、気づけば自然と涙が流れて、このまま教師という職業を続けていけるのか不安に思うようになった」と退職に至った経緯を語った。

(6) Q Bハウス美容師、残業代求めて提訴 「実質的な雇用主は本社」

ヘアカット専門店「Q Bハウス」で働く美容師8人が14日、Q B本社に未払い残業代など約2800万円の支払いを求める裁判を東京地裁に起こした。美容師らは、Q B本社から業務委託を受けたエリアマネージャーに雇用されているが、実質的な雇用主はQ B本社だと主張している。

訴状などによると、原告らは神奈川県内のエリアマネージャーが経営する店舗で働き、2020年4月～22年11月に毎月50時間前後残業した。残業代名目で月7万～9万円程度が払われてきたが、何時間分かは明らかでなく、残業代が適切に払われていないとする。

3. 情勢・統計

(1) 2022年実質賃金、物価上昇で0.9%減…2年ぶりマイナス

厚生労働省は7日午前、2022年の毎月勤労統計調査（速報）を発表した。労働者1人当たりの平均賃金を示す現金給与総額（名目賃金）に、物価の変動を反映した実質賃金は前年比0.9%減だった。マイナスとなるのは2年ぶり。22年の消費者物価指数が3.0%上昇したことが影響した。

「毎月勤労統計調査 令和4年分結果速報」 2023年2月7日 厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/r04/22cp/dl/pdf22cp.pdf>

(2) 中小企業の賃上げに負の影響は？ トヨタ、部品値下げ要請を再開へ

トヨタ自動車が、下請け企業から購入する部品の定期的な値下げ要請を再開する。中小企業がコスト増を適正に価格転嫁し、賃上げしやすくする環境整備が進むかどうか、かつてない関心が集まる。そんなタイミングでの値下げ要請再開が、今後本格化するグループ各社の賃金交渉や、労組のない取引先企業の賃上げに、負の影響を及ぼすことはないのか。

トヨタは直接取引がある1次部品メーカー約500社について、一部の中小企業などを除き、値下げ要請をほぼ1年ぶりに再開する。定期的な値下げ要請は、減産の影響を考慮して2022年度は見合わせていた。

そんな中での1次部品メーカーへの値下げ要請は、1次が2次のメーカーや、さらに2次以下のメーカーの間で取引をする際に、価格転嫁に応じる原資を削ることにつながりうる。サプライチェーン全体に適正取引を広げる活動には向かい風となる。下請け企業からは不満が出そうだ。

(3) “労災の対象外” 家政婦の働き方 厚労省が約60年ぶりに調査

いわゆる家政婦について、労災の対象外とされているのは時代にそぐわないなどとして裁判に訴えたり改善を求めたりする動きも出る中、厚生労働省は家政婦の働き方を把握するための実態調査を始めた。

家政婦について、国は個人間の契約で家庭内で働き、勤務時間が明確でないなど一般の労働者とは異なるとして労働基準法を適用しないと定めていて、事業者の指揮命令下で働く場合を除き労災の対象外としている。

一方、こうした対応は時代にそぐわないと訴える裁判が起こされているほか、NPO法人が3万人以上の署名を集めて改善を求めている。

(4) 外国人労働者 182万人余で過去最多 ベトナム人が全体の約1/4に

厚生労働省によると、日本で働く外国人労働者は去年10月時点で182万2725人で、前の年の同じ時期に比べて9万5504人、率にして5.5%増え、これまでで最も多くなった。

外国人労働者は調査を始めた2007年以降増加傾向が続いていて、新型コロナウイルスの感染拡大でおととしにかけての年間の増加率は0.2%にまで落ち込んだが、今回は回復した。

国籍別では、ベトナム人が46万2384人と最も多く全体のおよそ4分の1を占め、次いで中国人が38万5848人、フィリピン人が20万6050人などとなっています。

一方、技能実習生は34万3254人と前の年を2.4%下回って、2年連続の減少となり、新型コロナの水際対策が影響しているとみられる。

「「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和4年10月末現在）」 2023年1月27日 厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/content/11655000/001044543.pdf>